

2007年3月28日

厚生労働大臣 柳澤伯夫 様

民主党B型・C型肝炎対策本部

本部長 菅直人

## 肝炎対策に関する申し入れ書

3月23日、東京地裁において、国が敗訴しました。この判決は、大阪、福岡に続き、国と製薬会社の法的責任を明確に認めています。

国は、これらの3判決を真摯に受け止め、すべてのウイルス性肝炎患者を救済するための諸施策にすぐにとりかかるべきです。

患者の命は待ったなしです。いたずらに先送りが許される話ではありません。全国民的課題である肝炎患者救済を患者を含めて早急に議論し、以下のことを実現すべきです。

①厚生労働大臣による、原告患者との面談

②治療費助成を含む総合的、抜本的な患者救済